

佐世保市から転出される方へ

※ 新しい住所に移った日から 14日以内 に届出をしてください。（届出が遅れると裁判所から過料が科せられる場合があります。）

※ 転出証明書をなくしたり、転出をとりやめるときは手続きが必要ですので、佐世保市役所戸籍住民窓口課 へご連絡ください。

◎ 転入届に必要な主なもの

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 転出証明書（転出届の際に交付を受けた方のみ） | <input type="checkbox"/> 通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方
新しい住所を券面に記載しますので、忘れずに窓口を持参し、提出してください。 |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） | <input type="checkbox"/> 印鑑(認印) |
| <input type="checkbox"/> 外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証等
（平成24年7月9日以降有効なものに限りです） | |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） | ※ その他の必要書類につきましては、新住所地の市区町村へお問い合わせください。 |

◎ マイナンバーカード（個人番号カード）および住民基本台帳カードについて

- 次の条件を満たせば、お引越し後も新住所地でマイナンバーカードおよび住民基本台帳カードを継続して利用することができます。
 - ・ 転入した日から 14日以内 に転入届をしていること。
 - ・ 転出予定日から 30日以内 に転入届をしていること。
 - ・ 転入届をした日から 90日以内 に継続利用の手続きをしていること。
- ※ 上記手続きを行わなかった場合は、マイナンバーカードおよび住民基本台帳カードが失効しますので、住所変更の手続きはお早めをお願いします。
- 現在、マイナンバーカード（個人番号カード）をお申込みの方（以前の住所でお申込みされた方）
 - ・ 現在のお申込みは無効となりますので、再度、交付申請が必要です。交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。
- マイナンバーカード（個人番号カード）のお申込みがお済でない方（これからお申込みをご希望の方）
 - ・ 通知カードとともに送付された交付申請書は、使用できません。交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。

◎ 印鑑登録について

- 印鑑登録をされている方は、佐世保市での印鑑登録が廃止となります。
- させぼ市民カード（印鑑登録証）をお持ちの方は、証明書自動交付機による証明発行はできません。

《お問い合わせ先》

佐世保市役所 戸籍住民窓口課

住所：〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

電話（代表）：0956-24-1111